

はじめに

マウンテンバイクを利用したアクティビティ(活動)には、競技系の大会、ツーリング、スクーリング、また技術系のライディングそのものなど多岐に渡ります。

これらの活動について参加者を募り、サービスを提供することは、マウンテンバイクの普及や、振興につながるとして日本マウンテンバイク協会、指導者、各協力団体などにより開催されております。しかしながらこれら主催者や運営者となる場合、そこにはさまざまな義務や責任が生じてきます。

協会では、参加者などの不利益にならないような基準(ガイドライン)作りをすることにより、より「楽しく安全な」マウンテンバイクの活動ができること、また主催者等にはこのガイドラインを一つの基準に、より良いサービスを提供することを目的とします。

これらのガイドラインに則った各種イベントについてはロゴマークの使用という形式を取り、参加者に対してわかりやすいものとします。

ガイドラインそのものに法的な拘束力はなく、あくまで自己規制という形であり、協会への申請も書面審査によるものとしますが、これら、協会のガイドライン制定は、より「楽しく安全」なマウンテンバイク・ライフを実現する上での第一歩として実施するものです。

### ・おもなアクティビティについて

ここでのマウンテンバイクのアクティビティとしては次のようなものを想定しています。

主催者、運営者等が募集して集めた参加者がマウンテンバイクを使用した

競技大会(公認競技以外の大会や順位を決定しなくとも競技形態をとるものを含む)、ツーリング(ガイド付き、または一定の基準が設けられて各自の判断により走行するようなものを含む)、技術的講習会等のイベント。

### ・プログラムの目的

マウンテンバイク関連では従来無かったガイドラインを整備することで、主催者側に最低限必要な準備、作業、手続きについて再認識のチャンスを開き、安全度やスキルを高めることに貢献する。これは、参加者が受領するサービスの向上にも繋がると考えられ、マウンテンバイクの普及・振興を目的とします。

### ・ガイドラインについて

公認競技大会では規定されている事柄も、他のイベントでは適用されないもの、適用できないものがあった。ここでは、マウンテンバイクに関わるイベント全てを対象として、より「楽しく安全に」活動ができるようなガイドラインを設けました。また、これらのガイドラインに合致するイベントに対しては定められたロゴの使用を許可することで、統一した基準の育成に寄与できるものと考えます。

しかしながら、これらガイドラインにより、ロゴ使用を許可されたイベントであっても、協会、または関係する個人、団体が保障するものではありません。このガイドラインは、現在のものが最終のものではなく、追加の情報や関連する法令などにより変更や追加により改良されるものと考えられます。

## ガイドライン

このガイドラインは、マウンテンバイクを使用したイベントにおける基準を示し、より良いイベントが運営されることを望み作成された。ここにある基準は法的な拘束力を持たないがマウンテンバイクの専門家により考えられた実践的なガイドラインであると考えられる。しかしながら、これらガイドラインに記載される全ての事項、それらの運用について日本マウンテンバイク協会および関連する団体、個人はその責任を負わない。

- 1.1. ここでいうイベントとは。  
主催者、運営者等が募集等により集めた不特定な者が参加する、マウンテンバイクを使用したイベント。
- 1.2. ここでいう主催者とは  
マウンテンバイクを使用した競技大会、講習会、ツーリングなどを企画、不特定参加者を募集し、運営する者。または、それら全ての代表者。
- 1.3. ディレクター  
全ての主催者はディレクターを特定しなければならない。主催者は、運営に関するすべての責任を負うディレクターを指定する。または主催者個人がディレクターとなる。
- 1.4. 開催許可  
イベント開催地の所有者、管理者等よりイベント開催についての使用許可を得ていなければならない。
- 1.5. 自然保護の取り組み  
主催者は、自然環境保護の見地により開催地におけるインパクトを最小限にする義務がある。これには、参加者への指導なども含まれる。
- 1.6. 事務局  
募集、受け付けなどを行う事務局が設置され、その住所が示されなければならない。この事務局へは電話、e-Mail 等による手段で連絡が取れなければならない。
- 1.7. 運営上必要な設備の確保
  - 1.7.1. 駐車場施設  
合法的に利用できる駐車場(必要数)
  - 1.7.2. コミュニケーション  
無線機/携帯電話(必要数/携帯電話の場合は開催エリアの50%以上で使用できること)
  - 1.7.3. 搬送車  
緊急時での使用が可能なものの配備
- 1.8. 救護計画  
主催者は救護計画を策定しなければならない。これには、関係連絡網、および通信手段の確保が含まれる。
  - 1.8.1. 救護役員  
主催者はイベント期間中、救護に関わる人員として、医療資格者または、普通救命講習修了者、上級救命講習修了者、日本赤十字社 救急法救急員、メディック・ファーストエイド資格者、および準じる資格者を最低1名配備させなければならない。
  - 1.8.2. 保険  
主催者は、次に掲げる保険の加入を行わなければならない。  
個人傷害保険(協会等のスポーツ安全保険加入者が適用となる場合を除く)

## 賠償責任保険

### 2. 競技系イベント

#### 2.1 競技系イベントでの基準

次の基準に準拠することが好ましい。

UCI(国際自転車競技連合) 競技規則

JCF((財)日本自転車競技連盟) 競技規則

#### 2.2 公認審判員

競技大会主催者は最低1名の JCF 登録公認審判員を配置させなければならない。

### 3. 講習会

#### 3.1 講師(指導者)

講習会における講師(指導者)は次の資格者が好ましい。

日本マウンテンバイク協会公認普及員

日本マウンテンバイク協会公認インストラクター

### 4. ツーリング

4.1 主催者は、コース設定にあたって、参加者のレベル、難易度への考慮、また途中からのエスケープコースについても設定しなければならない。

4.2 主催者は、参加者に対して開始前にブリーフィングを行わなければならない。これには、当日のスケジュール、参加者の体調確認、マナー、ルールの説明、バイクの点検、緊急時の対応についての説明が含まれなければならない。(詳細は書面により行うことも可能)

4.3 主催者は、参加募集時または参加事前に次の項目を含む情報の提供および確認を行わなければならない。

#### 4.3.1 提供すべき情報

コースの難易度(一般的と考えられる初級、中級、上級などの説明)

所要時間

携行必須品の説明

携行推奨品の説明

天候による変更や順延、中止などについての説明

緊急時の対応の説明

#### 4.3.2 収集すべき情報

参加者の、氏名、連絡先、生年月日、緊急連絡先、その他必要事項(持病、アレルギー、常用している薬、宗教上での制限など緊急時に必要な事柄)なお、個人情報についての取り扱いについては適切に保護、管理、運用をしなければならない。

4.4 ツーリングでのスタッフには次のいずれかの資格または同等と思われる人員が必須。

普通救命講習修了者

上級救命講習修了者

日本赤十字社 救急法救急員認定者

メディック・ファーストエイド

4.5 ツーリングでのスタッフには次の資格者も推奨される。

日本マウンテンバイク協会公認普及員

日本マウンテンバイク協会公認インストラクター

## B. ロゴ

B.1 ロゴを使用できるようになるまで  
協会のロゴ使用許可に関しては、書面によります。

- ① 所定の様式の書面による申請。
- ② 内容がガイドラインに合致することの確認。
- ③ 確認の連絡。

B.2 所要期間

申請書到着後、3週間以内で申請書の確認終了

B.3 申請に必要な物

申請書

同 申請イベントの計画書、要項

前回イベントの報告書

その他、必要に応じた資料

B.4 ロゴの使用について

JMA クオリティロゴ(以下「ロゴ」)は下記の条件に従ってのみ使用ができます。

1. 申請後の確認により使用が許可されたものであること。
2. 本ロゴは、第三者の資料等において、主要な要素として表示することはできません。使用する場合にも、あくまで自身のイベント名、ロゴ、その他を主要に表示しなければなりません。
3. 本ロゴを模倣、改変して使用したりすることはできません。
4. 本ロゴは、当該イベントの告知や報告など活動内でのみ使用できます。
5. 本ロゴの幅は、最低 60 ピクセルでなければなりません。
6. 本ロゴは、単体で表示し、その他いかなるロゴ、言葉、画像、数字、デザインとも組み合わせて使うことはできません。
7. 日本マウンテンバイク協会は、本ロゴの使用許可を取り消し変更する権利を留保します。また、本ロゴの使用が上記ガイドラインに違反している等日本マウンテンバイク協会の権利を損なう可能性があるとして日本マウンテンバイク協会が判断した場合、第三者に対してロゴ使用の停止・変更を求めることができます。さらに、日本マウンテンバイク協会はその不当利用、悪用およびその他違反行為に対して異議申立ての権利を留保しています。

C. 申請について

C.1 申請書は別紙に定める



2009-01-28